

新成人、こんなトラブルにご用心

PART 1 | 定期購入

事例

動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送の連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。



- 契約内容、解約条件をしっかりと確認しましょう
- 証拠を残すために事業者と連絡した記録を残しましょう



PART 2 | 美容医療

事例

美容外科クリニック施術を受けたが、顔全体が内出血を起こし腫れが引かず、生活に支障が出た。



- 使用する薬がどのようなものなのか確認しましょう
- 効果だけでなく、リスクや副作用など納得した上で選択しましょう
- ほかの方法や選択肢の説明も受け、選択しましょう
- その美容医療は「今すぐ」必要？最後にもう一度、確認しましょう



PART 3 | もうけ話(情報商材、マルチ商法、暗号資産など)

事例1

先輩に「簡単にもうかる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の商材を契約したが、全くもうからない。その後、友達を誘えばボーナスが入ると言われた。



事例2

マッチングアプリで知り合った人から暗号資産の投資をすると絶対にもうかると誘われて投資をしたが、引き出せなくなった。

- 怪しい話は、はっきり断りましょう
- 投資には必ずリスクがあります(価格が変動し損をする可能性があります)
- クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない
- 被害者の立場から、加害者に(友達を失うこと)になってしまうことも
- 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者などでないか確認しましょう



4月から、成年年齢が18歳になります
契約や買い物は、しっかりと考えてから

18歳から大人

契約や買い物で「困ったな」と思ったら、お電話ください

問 銚子市消費生活センター ☎ (24)8194

「18歳から大人」の人に
今知ってほしい



Twitterでも
情報発信しています！



契約の考え方など
法教育の詳しい内容



私たちの生活に関わる
お金や金融の仕組み

